

令和 8 年度



総合型地域スポーツクラブアドバイザー 活動報告（4月～6月）

少子高齢化は、現在の日本における大きな社会課題の一つです。とりわけ少子化は、地域スポーツを取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしています。団体競技ではチーム編成が難しくなり、学校の部活動数は減少し、子どもたちが希望する競技に取り組めないケースも増えています。また、スポーツ少年団の団数や会員数も年々減少しており、地域スポーツの基盤そのものが揺らいでいます。一方で、社会の多様化に伴い、子どもたちの生活環境も大きく変化しています。スポーツに親しむ子どもとそうでない子どもの二極化が進み、体力低下も課題となっています。さらに、ゲーム依存やスマートフォンを通じた有害な情報・犯罪への接触など、子どもたちを取り巻く環境には新たなリスクも生まれています。こうした時代の変化を踏まえると、「地域の子どもは地域で育てよう」という従来の理念も、そのままでは十分に機能しにくくなっているのが現状です。

このような状況だからこそ、スポーツが果たす役割や価値を改めて見つめ直し、市民、とりわけ子どもたちにその魅力をどのように届けていくかが問われています。そのためには、誰もが安心してスポーツに親しめる地域環境づくりが欠かせません。今後も行政をはじめ、学校や地域団体、関係機関との連携を深めながら、地域スポーツの推進と持続可能な環境づくりに向けた助言・提言を行い、市民が生涯にわたってスポーツに親しめる地域社会の実現に努めていきます。

4月

＜令和8年度福井県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会総会＞

令和7年度事業報告・収支決算報告・令和8年度事業（案）・予算（案）が審議され承認されました。今年度も県内の登録クラブ数に関しては、一定の理解を得て高い数字になっていますが、制度のメリットが明確に感じらず不満に思うクラブも少なくありません。行政の理解が進んでいない事が大きな要因です。また、認証制度に関しても、部活動の地域展開タイプは全国で10クラブでした。今年度からは、障がい者のスポーツ推進タイプが始まり、次年度には、健康寿命の延伸タイプが検討されていますが、総合型クラブ本来の理念と少しずつ離れているように思えます。

各市町の地域スポーツ環境づくりの重要性を理解すれば、総合型クラブの必要性が理解されるはずですが、各クラブの真価が問われる状況だからこそ、アドバイザーとして導いていきたいです。



総合型クラブ補助事業のお知らせ

今年度も、総合型地域スポーツクラブの認知度アップや新規会員募集、活動の向上（中学生の活動等）の活動に対して、最大10万円を補助する事業を実施しています。（先着15クラブ）

SC 全国協議会の登録クラブであることが条件ですが、比較的ハードルは低く使いやすい予算です。新規事業に限らず、既存事業の拡充に活用するなどクラブのニーズに併せてご活用いただける補助金なので、ぜひクラブの更なる発展に役立てて欲しいと思います。

5月

＜地域スポーツ推進基盤強化団体連絡会議＞

今年で6年目を迎え、地域スポーツの環境整備に向けた様々な事業を検討・実施しています。地域のスポーツ環境を整備するためには、やはり自治体（市町行政）の理解・協力がなければ前に進みません。

また、各種関係団体の連携が上手く取れていない実態もあるようです。

今後どのような地域環境を作っていけば県民がスポーツに親しめるようになるかを考えていきます。

今回の会議では、各市町巡回によって実情を知ることから始めることになりました。現場の声を聞き取りながら、各市町のスタイルに合ったスポーツ政策を提案・助言等していきたいと思います。

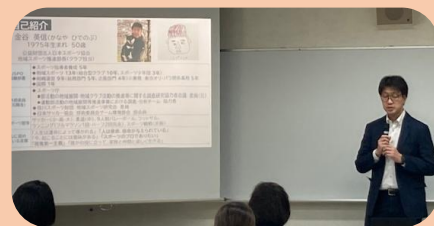


6月

＜総合型地域スポーツクラブ市町連携支援研修会＞

当事業の目的は、各市町行政のスポーツ環境づくりに対する理解促進と、各地域に在る総合型クラブの理解と連携を目的にしています。

今回は、JSPO 地域スポーツ推進部部長の金谷英信氏を講師に招き、総合型クラブの基礎知識から、登録・認証制度の活かし方、部活動の地域展開まで幅広く説明をしていただきました。各市町行政、各クラブの温度差は否めませんが、少しでも前に進んでくれることを期待します。



金谷氏と部活動の地域展開に伴う現場視察を行いました。鯖丹地区の中体連（バドミント競技）と、鯖江中学校のブラスバンドの現場を周り担当者と意見交換をしました。各市町の難しさや課題を持ち帰り、国やJSPOの部活動改革の再構築に今後、期待をかけたいと思います。

部活動の認定要件

- 1・学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものである
- 2・適切な活動時間や休養日が設定されていること（休日3時間程度 週11時間 週休2日以上）
- 3・活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- 4・適切な指導の実施体制が確保されていること
- 5・適切な安全確保の体制が確保されていること
- 6・適切な運営体制が確保されていること
- 7・学校との連携が適切に行われていること

※令和8年度末まで